

税務キャッチ・アップ

所得税実務

プロスポーツ選手の税金について～所得税を中心に～

1 はじめに

今年も熱い戦いが繰り広げられているプロスポーツ。スタジアムで野球観戦をしながら、プレー選手のお金について考えてみた。ここではプロ野球選手、プロサッカー選手の所得税を中心に話を進めようと思う。

2 プロスポーツ選手の収入

プロスポーツ選手の収入は主に以下のものが挙げられる。

(1) 事業所得となるもの

- ・入団時の契約金：ドラフトされた年の翌年1月に球団から源泉所得税が控除された金額が一括して振り込まれる。これは臨時所得（所法2①24，所令8）として平均課税の対象になることがある。
- ・年俸：球団との契約で1年間の報酬額が決まる。これを12等分し、源泉所得税が控除された金額が1月から毎月支給される。
- ・賞金や賞品：勝利投手賞やホームラン賞、首位打者や最多本塁打、最多勝利賞など、連盟やスポンサーから表彰される賞が数多くある。これらを収入に計上すべき金額は、現金や商品券などの賞金はその価額、自動車などの賞品は時価の60%相当額となる（所基通205-9）。トロフィーや盾などはそれ自体に価値があると思えないことから、特別に高価なものを除き収入金額に含めないで良いと考えられる。

(2) 雑所得となるもの

以下のものは事業所得とはならず雑所得となる。

- ・スポーツメーカーと締結したアドバイザー契約
- ・雑誌やテレビの取材、出演料、CM契約金など

(3) 非課税収入となるもの

プロスポーツ選手がオリンピックに出場した場合、公益財団法人日本オリンピック委員会（公益財団法人日本障害者スポーツ協会も含む）から報奨金が支給される。金メダルは500万円、銀メダルは300万円、銅メダルは100万円。これらは所得税法上全額非課税となる（所法9①14）。一方、WBCやワールドカップなどの賞金は、オリンピック・パラリンピックではないため所得税の課税対象となる。

3 プロスポーツ選手の経費

プロスポーツ選手の所得の金額の計算上必要経費となるものは、自宅からスタジアムまでの交通費やガソリン代、選手会費、グローブやバット・スパイク、トレーニング用具代、弁護士や税理士への報酬、私的なもの以外の交際費などであろう。また税込経理の場合の消費税もある。他には通勤用自動車の減価償却費、自主トレやトレーナーなど健康管理の費用もある。

体が資本であることから食生活について一般の人より気を遣っている場合が多いが、経費性の区分けは難しい。明らかに必要であるサプリメント代は認められるだろうが、そのサプリを割る水や牛乳などは明確な理由が必要であろう。

一方、遠征のための飛行機や新幹線、宿泊費は球団が負担す

る。また一部の選手はスポーツメーカーから用具を支給されることも多いため、収入が多い選手ほど収入に対する経費の割合は低くなる。財産や領収書の管理、事務作業などは家族を青色事業専従者（所法57）とすることで、練習や試合により集中できる環境作りを整えたい。

4 所得控除の活用

(1) 小規模企業共済等掛金控除（所法75）

プロスポーツ選手は一般の人に比べ非常に不安定である。現役で活躍できる期間も社員より短い。そのために小規模企業共済制度を活用し、引退時の退職金とすることが望ましい。

(2) 寄附金控除（所法78）

世話になった高校や大学へ何らかのお礼を考えることもあるだろうが、野球部やサッカー部に用具を贈与しても、所得税法上の寄附金控除の適用を受けることはできない。学校への寄附金として申請し（中には特定の運動部や特定の活動を指定して寄附をすることができるケースもある）、お礼と節税を兼ねることが得策である。

5 おわりに

若い選手の中には人生で初めて多額の現金を手にすることから、不相応に散在してしまう人も多いようである。我々専門家がこれらの選手の顧問をする際は、お金のトータルアドバイザーとしても応援していきたい。

（右山研究グループ
税理士 中田 俊行）